

## SEILレンタルサービス利用規約

平成14年12月10日 制定  
令和8年4月1日 最終改定

### 株式会社インターネットイニシアティブ

当社は、SEILレンタルサービス（以下「本サービス」といいます。）の提供に関する規約を制定します。

なお、当社は、本規約を変更することがあります。本規約が変更された後における本サービスの利用に係る料金その他の提供条件は変更後の規約によります。また、本規約を変更するときは、当社は当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。

#### 第1条（定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
SEIL	当社の開発にかかる別表 1 に掲げる種類のルータ機器
本サービス	本規約の定めるところにより、SEILを契約者に賃貸するサービス
コンフィグ管理 オプション機能	本サービスのオプション機能であって、当社において契約者が指定したSEILの設定内容の保管を行うもの
現地調整 オプション機能	本サービスのオプション機能であって、契約者がSEIL(コンフィグ管理オプション機能の利用により当社がその設定内容の保管を行っているSEILに限ります。)を設置する場所において、結線その他の物理的な設置作業、SEILの設定及び導通確認を行うもの
機器オンサイト保守 オプション機能	本サービスのオプション機能であって、SEIL(コンフィグ管理オプション機能の利用により当社がその設定内容の保管を行っているSEILに限ります。)の故障時において、代替機の送付に替えて、当該SEILの設置場所まで当社が代替機の運送を行い、当該SEILと代替機との交換を行うもの
本サービス契約	本サービスの利用に関する契約
契約者	サービス契約の契約者

#### 第2条（サービスの内容）

当社が提供する本サービスは、次に掲げる事項に係るものとしします。

- (1) SEILの賃貸
  - (2) SEILに故障が生じた場合の代替機の送付
  - (3) オプション機能の利用の申し込みに応じたオプション機能の提供
- 2 契約者は、本サービスの契約期間中は、SEILの種類を変更することはできません。

#### 第3条（契約の申込）

本サービス契約の申込をしようとする者（以下「契約申込者」といいます。）は、当社所定の申込書を提出することによりするものとしします。

2 当社は、次の各号に該当する場合には、契約の申込を拒絶することがあります。この場合において、当該拒絶があったときは、当社は、契約申込者に対し、その旨を通知します。

- (1) 本サービスの提供が技術的に困難と思われるとき
- (2) 契約申込者が本サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき
- (3) 契約申込者が第1項の本サービスの申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき
- (4) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき
- (5) 契約申込者が当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
- (6) 当社が提供する本サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し、支障を与える態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき
- (7) 本サービスを利用するための必要な措置として本規約に規定され、又は当社が指定したものが行われなとき

#### 第4条（契約事項の変更等）

契約者は、その名称又は住所に変更があったとき（相続並びに法人の合併及び会社分割による場合を含みます。）は、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとしします。

#### 第5条（権利の譲渡等）

契約者は、第三者に対し、本サービス契約上の権利又は義務を譲渡又は移転することはできません。

#### 第6条（サービス利用のための必要事項）

本サービスを利用するあたり、次の事項については契約者に行っていただく必要があります。

- (1) SEILを設置する場所、電源、SEILに接続するケーブルの用意
- (2) 結線その他の物理的な設置作業（現地調整オプション機能を利用している場合を除きます。）
- (3) SEILの設定

#### 第7条（SEILの管理）

契約者は、SEILにつき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、SEILの分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他ルータとしての通常の用途以外の使用をしないこと
- (2) 当社の承諾がある場合を除き、SEILについて、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- (3) 日本国外でSEILを使用しないこと
- (4) SEILを善良な管理者の注意をもって管理すること

2 前項の規定に違反してSEILを亡失し又は毀損したときは、当該SEILの回復又は修理に要する費用は、契約者が負担するものとします。

3 本サービス契約が事由の如何を問わず終了した場合には、契約者は、当該契約の終了日から30日以内にSEILを当社に返還するものとします。

#### 第8条（故障が生じた場合の措置等）

契約者は、SEILに故障が生じたときは、可及的速やかにその旨を当社に通知していただきます。

2 前項の通知があったときは、当社は、契約者の請求に基づき代替機の送付を行います。この場合において、契約者は、代替機の到着日から30日以内に故障したSEILを当社に送付するものとします。

3 SEILの故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、本サービスの料金と別途に当社が請求する実費を支払うものとします。

4 契約者が機器オンサイト保守オプション機能を利用している場合にあっては、当社は、第2項に定める送付に代えて、代替機を運送するものとします。

#### 第9条（亡失品に関する措置）

契約者は、SEILを亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとし、当社は、当該通知があったときは代替機の送付を行います。

2 当社は、亡失品（第7条（SEILの管理）第3項に定める返還がなかった場合の当該SEILを含みます。）の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとします。

3 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

- (1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。
- (2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- (3) 亡失品についても、契約者は、第7条（SEILの管理）第1項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

#### 第10条（オプション機能の利用）

契約者は、当社が定めるところにより当社に申し込むことにより、本サービスのオプション機能の全部又は一部を利用し、その品目（機器オンサイト保守オプション機能において定める品目に限ります。）の変更を行い、又はその利用を中止することができるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、現地調整オプション機能又は機器オンサイト保守オプション機能の利用の申し込みは、コンフィグ管理オプション機能により当社がその設定内容の保管を行っているSEILに係る契約者である場合に限り、これを行うことができるものとします。

3 SEILの種類によっては、当社が定めるところによりオプション機能の一部の利用ができない場合があります。

#### 第11条（制限事項及び保証の限定）

契約者が本サービスを利用する場所によっては、本サービス及びオプション機能の一部が利用できない場合があります。

2 本サービスは、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) SEIL（代替機を含みます。）に故障が発生しないこと。
- (2) コンフィグ管理オプション機能利用時において、記述した設定内容が契約者の本サービス利用環境において妥当なものであること。
- (3) 現地調整オプション機能利用時において、作業に要する所要時間
- (4) 機器オンサイト保守オプション機能利用時において、代替機の運送に要する所要時間

#### 第12条（料金等）

当社は、契約者に対し、別表2「本サービスの料金」の項に記載した初期費用、月額費用及び本規約に定めるところによ

り生じた一時的な費用並びに消費税額を請求し、当該料金に係るサービスを提供した月（初期費用及び一時的な費用にあつては、その支払義務が生じた月）の翌月に請求するものとし、契約者は、当社に対し、当該請求があつた月の末日までに当該請求があつた金額を支払うものとし、

2 本サービスの初期費用の額は、別表2「本サービスの料金」の項に定める額とし、その支払義務は、当社が申込を受諾する旨の意思表示（方法の如何を問いません。）をした日に発生するものとし、

3 本サービスの月額料金は、別表2「本サービスの料金」の項に定める額とし、その支払義務課金開始日（本サービスに係る申込を受けた後当社が発送する承り書において課金開始日として記載した日）から当該サービスを提供した最後の日までの期間に係る本サービスについて発生します。

4 本サービス契約の課金開始日、本サービス契約の解除又はオプション機能の利用の開始、中止若しくは品目の変更（最低利用期間満了前になされたものを除きます。）が暦月の途中であつた場合における当該月の月額費用は、当該月における当該サービス（オプション機能を含む。）を提供した期間に対応する当該サービスに係る月額費用とします。

#### 第13条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、1年間とし、その期間の起算日は、課金開始日とします。ただし、オプション機能の最低利用期間にあつては、当該オプション機能に係る課金が開始された日を起算日とします。

2 最低利用期間が経過する日前に本サービス契約が解除又はオプション機能の利用終了されたときは、契約者は、当社に対し、直ちに、最低利用期間の残余の期間に対応する月額費用の額を支払うものとし、

#### 第14条（機密保持）

契約者は、本サービスの利用に関し知り得た当社の技術情報及びサービスの内容を、当社があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に対し開示してはならないものとし、

2 当社は、本サービスの提供に関し知り得た契約者に関する情報を、当該契約者があらかじめ承諾した場合又は業務上若しくは法令上正当と認められる場合を除き、第三者（次条に定める第三者であつて、当社に対して機密保持義務を負っている者を除きます。）に対し開示しません。

3 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者に対して最適なサービスプランの提案その他契約者の利便向上に関わる目的のため、契約者が本サービスを利用している事実及びその態様について、当社の子会社と情報を共有することができます。

4 第1項及び前項の規定は、本サービス契約がその効力を失つた後においてもなお効力を有するものとし、

#### 第15条（第三者への委託）

当社は、本サービスの提供上必要となる当社の業務の一部を株式会社IIJエンジニアリングその他当社が指定する第三者に委託することができるものとし、

#### 第16条（サービスの廃止）

当社は、都合により本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりサービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、その旨を通知します。この場合において、本サービス契約は当該廃止の日に解除されるものとし、当該解除について最低利用期間の規定は適用されません。

#### 第17条（契約の解除）

当社は、契約者が次の各号に掲げる事由に該当するときは、本サービス契約を解除することができます。

- (1) 本サービス契約上の債務の支払いを怠り、又は怠る恐れがあることが明らかであるとき
- (2) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
- (3) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において、本サービスを利用したとき
- (4) 本規約に定める契約者の義務に違反したとき
- (5) 契約者について、破産、会社更生、整理又は民事再生に係る申立があつたとき
- (6) その他当社が解除するについてやむを得ない事由があると判断したとき

2 契約者は、当社に対し、解除の30日前までに書面でその旨を通知することにより、本サービス契約を解除することができます。この場合において、当該通知の日から当該契約が解除されることとなる日までの期間が30日未満であるときは、解除の効力は、当該通知があつた日から30日を経過する日に生じます。

#### 第18条（カスタマーハラスメント）

本サービスの利用にあたり、契約者が、当社（当社の委託先を含み、以下本条において同じとします。）に対する問い合わせ等において、当社への要求内容が著しく妥当性を欠く場合、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な場合その他刑法、軽犯罪法等の法令に抵触し又は抵触する虞がある場合（以下「カスタマーハラスメント」といいます。）、当社は本サービスの履行その他利用者からの要求を断ることができるものとし、カスタマーハラスメントには、契約者が以下のいずれかの事由に該当する行為を為した場合を含み、それらに限られません。

- (1) 契約に定める範囲を越えた要求など、社会通念上過剰なサービス提供の要求
- (2) 合理的理由のない当社への謝罪要求や当社関係者への処罰の要求

- (3) 同じ要望やクレームの過剰な繰り返し等による長時間の拘束行為
- (4) 威迫、脅迫、威嚇行為
- (5) SNSやインターネット上での誹謗中傷
- (6) 侮辱、人格を否定する発言、性的嫌がらせ、プライバシー侵害行為
- (7) 傷害、暴行、恐喝、強要またはそれらの未遂
- (8) 信用棄損、業務妨害、威力業務妨害
- (9) 不法侵入、不退去
- (10) 前各号に類する行為

2 契約者は、カスタマーハラスメントを行ってはならないものとします。なお、カスタマーハラスメントにより当社、当社関係者が損害を被った場合、当該行為者は、当社に生じた損害（慰謝料を含みます。）を賠償するものとします。

3 第1項の定めに該当する場合、当社は自己の債務不履行に関して一切責任を負わないものとします。

4 第1項の定めに該当する場合、当社は、当該契約者との本サービスに係る契約を何ら負担なく解除することができるものとします。

5 第1項の定めに該当する場合、当社は、当社の判断において、警察、弁護士等への通報、連絡を行い適切な対処をするものとします。

#### 第19条（賠償義務と免責）

当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について賠償の責任を負いません。

#### 第20条（準拠法及び管轄）

本規約は日本法に準拠するものとし、当社と契約者の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当社と契約者の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

## 附則

### 平成17年10月6日改定

1. この規約は、平成17年10月6日から実施します。
2. SEILの種類のうち本改定前の規約（以下「旧規約」といいます。）で定めるSEIL/neu T1は、平成17年10月6日をもって廃止します。
3. 前項にかかわらず、種類をSEIL/neu T1とする本サービス契約は、旧規約の定める条件のまま有効に存続するものとします。

### 平成18年3月1日改定

この規約は、平成18年3月1日から実施します。

### 平成18年4月1日改定

1. この規約は、平成18年4月1日から実施します。
2. SEILの種類のうち本改定前の規約（以下「旧規約」といいます。）で定めるSEIL/neu 2FEは、平成18年4月1日をもって廃止します。
3. 前項にかかわらず、種類をSEIL/neu 2FEとする本サービス契約は、旧規約の定める条件のまま有効に存続するものとします。

### 平成19年4月1日改定

1. この規約は、平成19年4月1日から実施します。
2. SEILの種類のうち本改定前の規約（以下「旧規約」といいます。）で定めるSEIL/neu ATM、SEIL DOCK2は、平成19年4月1日をもって廃止します。
3. 前項にかかわらず、種類をSEIL/neu ATM、SEIL DOCK2とする本サービス契約は、旧規約の定める条件のまま有効に存続するものとします。

### 平成20年3月3日改定

この規約は、平成20年3月3日から実施します。

### 平成20年11月1日改定

この規約は、平成20年11月1日から実施します。

### 平成21年6月10日改定

この規約は、平成21年6月10日から実施します。

### 平成21年9月1日改定

1. この規約は、平成21年9月1日から実施します。
2. SEILの種類のうち本改定前の規約（以下「旧規約」といいます。）で定めるSEIL/neu 128は、平成21年9月1日をもって廃止します。
3. 前項にかかわらず、種類をSEIL/neu 128とする本サービス契約は、旧規約の定める条件のまま有効に存続するものとします。

### 平成24年7月1日改定

この規約は、平成24年7月1日から実施します。

### 平成26年10月1日改定

この規約は、平成26年10月1日から実施します。

### 平成30年3月1日改定

この規約は、平成30年3月1日から実施します。

### 令和5年8月1日改定

この規約は、令和5年8月1日から実施します。

### 令和6年8月1日改定

この規約は、令和6年8月1日から実施します。

### 令和7年4月1日改定

この規約は、令和7年4月1日から実施します。

令和7年9月1日改定

この規約は、令和7年9月1日から実施します。

令和8年4月1日改定

この規約は、令和8年4月1日から実施します。

別表1 SEILの種類

SEIL/X1  
SEIL/X2  
SEIL/B1

別表2 本サービスの料金

1. 初期費用

種類	初期費用
SEIL/X1	当社が別途契約者に示す金額
SEIL/X2	当社が別途契約者に示す金額
SEIL/B1	当社が別途契約者に示す金額

2. 月額費用

種類	月額費用
SEIL/X1	当社が別途契約者に示す金額
SEIL/X2	当社が別途契約者に示す金額
SEIL/B1	当社が別途契約者に示す金額

3. オプション機能の料金

オプション機能の種類	費用		
コンフィグ管理 オプション機能	平日 9:00-17:00	品目に応じて、当社が別途契約者に示す金額	
	夜間・休日	品目に応じて、当社が別途契約者に示す金額	
機器オンサイト保守 オプション機能		初期費用	月額費用
	平日 9:00-17:00	当社が別途契約者に示す金額	品目に応じて、当社が別途契約者に示す金額
	24時間 365日		品目に応じて、当社が別途契約者に示す金額